

## 「こども性暴力防止法」の施行による留意点について

こども性暴力防止法の施行により、2026年12月25日から、学校や保育所、学習塾など、こどもに対して教育・保育などを行う事業者には、性暴力を防ぐための取組が求められます。教育実習、保育実習等のこどもと接する実習の実施に際し、実習施設から性犯罪前科の有無の確認が求められる場合があるため、当該免許・資格の取得が卒業必修となっている学科・コースへの入学を希望する場合、または当該免許・資格課程の履修を希望する場合は、以下の事項を確認してください。

- ①実習を行う前に、法に基づく性犯罪前科の確認が行われる可能性があります（確認が必要かについての最終的な判断は実習先の事業者が行います。）。性犯罪前科があると確認された者は、実習ができないこととなります。その場合、当該免許・資格の取得ができなくなる可能性があります。また、実習ができないことにより卒業ができなくなる可能性があります。
- ②本学の入学手続時、入学後に当該免許・資格課程を履修する際等に、同意書・誓約書を提出していただきます。

※制度の詳細は、「こども家庭庁 Web サイト」をご覧ください。

（お問い合わせ先）教育支援課（TEL 047-365-1111（代表））